

【団体向けガイドブック素案】

平成 23 年度

「生駒市民が選択する市民活動団体支援制度」

支援対象団体募集要項



生駒市

## 「生駒市民が選択する市民活動団体支援制度」

### 支援対象団体募集要項

#### 1. 制度の目的

この制度は、市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、市民活動団体が提案する事業に対して、市民の皆さんが支援したい事業を選択することで、市民活動への理解や関心を高めていただき、より多くの市民参画とより積極的かつ継続的な市民活動を促進することを目的としております。この制度により、市民活動団体は、市民の皆さまからの支援を受け、地域の課題解決に向けた公益活動を実施され、また、現時点では選択する側の市民の皆さんも、将来的には選択を受ける側になっていただけるような市民活動のさらなる発展を図っていきたいと考えています。

#### 2. 制度の対象となる市民活動団体

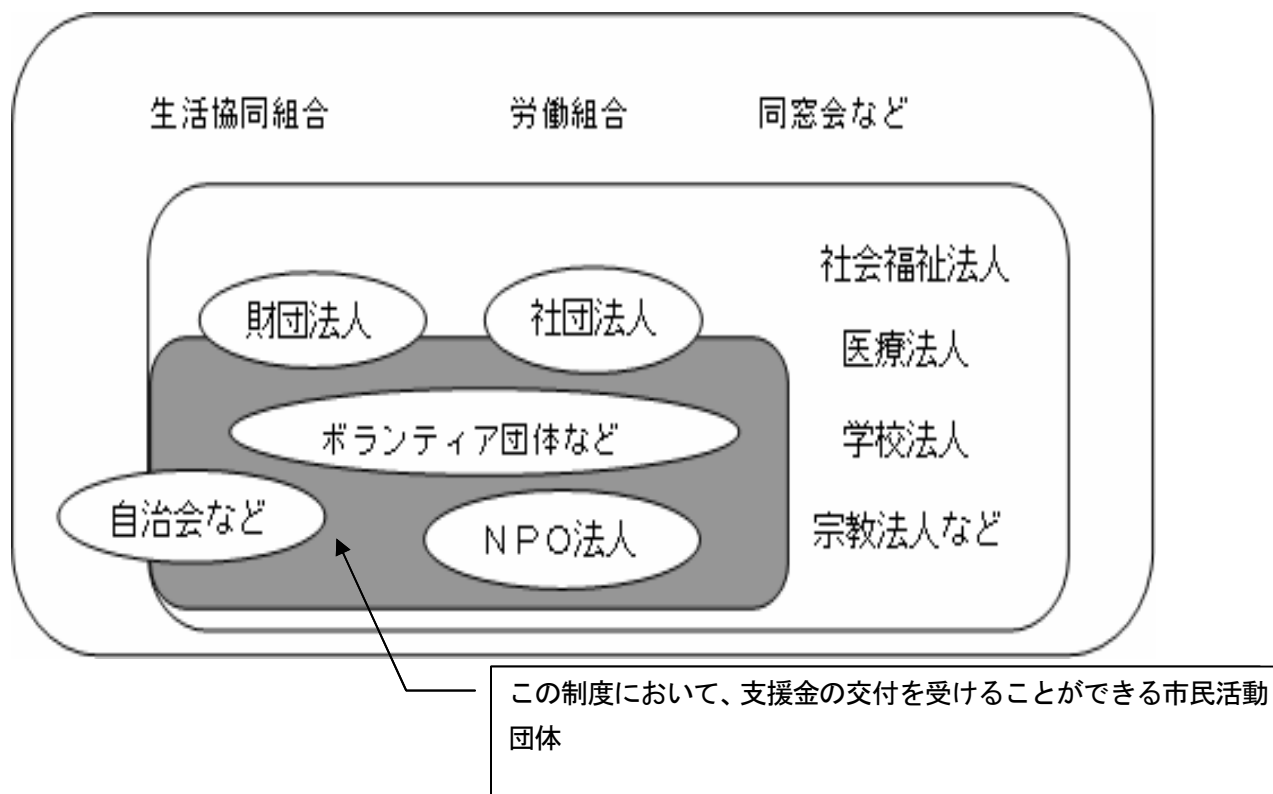
この制度における市民活動団体は、自主的かつ営利を目的としない活動を行う団体であって、福祉の増進、環境の保全、文化又はスポーツの振興、青少年の健全育成その他の社会貢献に係る活動を行う団体のうち、次に掲げる要件を全て満たしている団体です。

- (1) 市内に事務所を有し、かつ、市内において活動を行っている、又は今後行う予定があること
- (2) 団体の概要を定めた規約や会則、定款等があること
- (3) 法令、条例などに違反する活動をしていないこと
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと
- (5) 国又は地方公共団体の出資に係る法人等でないこと
- (6) 暴力団又はその構成員の統制の下にある団体その他反社会的活動を行うおそれのある団体でないこと
- (7) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと

#### 【注意】

- ・「宗教的活動」をしていない団体とは宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としていない団体をいいます。
- ・「政治的活動」をしていない団体とは政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することや特定の公職の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていない団体をいいます。

## 【支援金の交付申請をすることができる団体のイメージ図】



### 【注意】

- ・「社会貢献に係る活動」とは、不特定多数の利益のための活動であって「公益活動」とも言います。特定個人の利益のための「私益活動」や、特定の団体・会員・仲間内等の利益のための「共益活動」とは区別されます。
- ・自治会、子ども会、老人会については、会に加入している方のみが受益者となる「共益活動」を行う団体に含まれ、その活動に対しては対象外となります。ただし、自主的にグループを作って会の枠を超えて活動し、効果がその会以外にも広く及ぶ場合には、そのグループは市民活動団体に該当します。その場合、会名とは別の名称での申請をお願いします。
- ・財団法人、社団法人は、「一般財団法人」「一般社団法人」を対象とします。
- ・社会福祉法人などは、単独の法人ではなく、複数の組織により構成され、効果がその法人以外にも広く及ぶ場合には、その組織は市民活動団体に該当します。その場合、法人名とは別の名称での申請をお願いします。（例：保護者会との協働事業など）

### 3. 支援対象となる事業

今年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)に実施される事業が対象となります。支援対象団体が実施する事業であって、次の条件をすべて満たしている事業です。なお、1団体1事業に限ります。

(1) 市内において実施するものであること

ただし、市民を対象に市外でキャンプや研修をする場合などで公益的な活動である場合は可能です。

(2) 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動(※4ページ参照)その他の社会貢献に係る活動であること

(3) 営利を目的としないこと

支援対象事業実施によって得た収益を構成員に分配したり、他の事業へ充当することはできません。ただし、受益者から参加費等を取ってはいけないとか、事業の実施に携わるスタッフが必要経費を受け取ってはいけないということではありません。

(4) 市民を主たる対象とするものであること

具体的には、実施する事業の受益者のうち少なくとも半数以上が生駒市民になることが予想される事業のことをいいます。また、市民を対象とした活動に限定はしていますが、例外として、たとえば、その団体が実施する活動(クリーンキャンペーン、花いっぱい運動、里山保全活動)がもたらす効果が市民に還元されるような活動であっても対象とします。例：里山保全を市内に事務所のある団体が行なう場合。

(5) 市民活動団体の構成員のみを対象としないこと

厳密に言えば、団体の総会で議決権を持つ人のことをいいます。構成員の中でサービスを提供しあうのではなく、構成員がサービスの提供者となって市民を対象に実施する事業であることが必要です。

(6) 支援金の交付を受けようとする年度に生駒市から支援対象事業に係る別の補助金等の交付を受けていないこと

生駒市から、申請事業に対して別の補助金・交付金・負担金・委託料等を受けていない事業のことをいいます。団体運営に対する補助金等は除きます。詳しくは個別対応しますので、お尋ねください。

(※) 特定非営利活動促進法別表に掲げる 17 分野

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### 4. 対象経費

支援金の交付対象となる経費は、支援対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費とします。

費目	対象となる経費
賃金	支援対象事業を実施するために必要不可欠な人件費に限ります。 継続的な雇用関係にあるスタッフの人件費は含みません。 ・支援対象事業の実施に直接かわるスタッフ等の人件費や事業実施のために雇用したアルバイト等の賃金も該当します。 ・700円/時間を上限として対象経費とします。なお、スタッフが支援対象事業以外の事業にも携わっている場合は支援対象事業に携わっている時間を明確に区分してください。
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費その他これらに類するものです。 ・団体構成員に対するものは対象になりません。 ・支援対象事業に関わる専門的な技能や知識等を有する講師・指導者に対する謝礼に相当するものです。
旅費	交通費、通行料その他これらに類するものです。なお、電車・バスなどの公共交通機関を利用した場合には、利用年月日・利用者名・利用交通機関名・利用区間・料金・行き先・業務名（目的）を記載した記録簿を作成してください。
消耗品費	事務用品の購入費その他これらに類するものとします。ただし、団体運営全般に使用するものは、対象外となります。
食糧費	支援対象事業に必要不可欠である場合（飲食及び親睦に要する経費は不可）のみとします。 例：外部講師等を招く場合で、弁当代等に限り上限1,500円とします。
燃料費	支援対象事業を実施するために必要な車両のガソリン代等です。対象経費は走行距離数に15円/kmを乗じて算出した金額とします。なお、事業実施の際は必ず運転日時・運転者名・走行距離・運行区間・行き先・業務名（目的）を記載した記録簿を作成してください。
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷費、簡易印刷（コピー）費その他これらに類するものです。
通信運搬費	郵便料、振込み手数料その他これらに類するものです。ただし、団体の構成員間の連絡等に要した費用は対象外となります。
保険料	ボランティア保険料等
委託料	団体の本来の業務では対応できない専門的な技術・知識を要するものです。（事業のすべてを委託する場合は不可） ※イベント会場設営業務の委託料 ※イベント警備業務の委託料 ※看板等の作成・設置等の業務に伴う委託料

使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料その他これらに類するものです。 ※会場使用料、車両・機械等の使用料及び賃借料については、支援対象事業に必要な不可欠なサービスの提供に係るものに限ります。 ※団体の構成員が所有する物品等の借用に対するものや団体の管理運営に対するものは対象外となります。
原材料費	加工用、工事用の原材料又は食材等 ※木材、土砂、ビニールパイプ、コンクリート等の材料費 ※市民を対象とした調理を伴う場合の食材費
備品費	支援対象事業を実施するために必要不可欠な備品費（基本的に2万円以上のもので、2万円未満のものは消耗品となりますので、消耗品費での計上となります。）に限ります。 ・事業実施に備品が必要な場合は、基本的に、購入ではなく賃借（レンタル）での対応となります。その場合は使用料での計上となります。 ・備品は支援対象事業に直接使用し、あくまでも、その備品がなくては事業を実施することができない場合で、賃借の物件が極端に少ない、また、購入と比較して賃借の方が高額になる場合に限りします。 ・パソコンやプリンター、ソフトウェアなどの一般的に団体運営全般に使用するものは、対象外となります。 ・備品購入費を計上する場合は、収支予算書に備品購入が必要な理由を記入してください。 ※詳細については、相談となります。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

**【注意】**

※支援対象事業を実施するために直接必要な経費のみが対象となります。団体の管理運営費（賃借料・光熱水費・電話料金等）は対象外となります。

※団体の運営に係る会議や打合せ、研修・練習、交流会等に係る経費は対象外とします。

※実績報告書提出の際、必ず領収書の添付をしてください。領収書等がない経費は対象外となります。

※講師等謝礼やスタッフなどの交通費を支払う際、銀行振り込みの場合はその納付書、現金渡しの場合は領収書を忘れずに添付してください。

※イベント、大会等の参加者に対して参加賞、記念品、商品、賞金の経費は対象外とします。

※来賓、招待者に対する手土産は対象外となります。

※支援対象事業に懇親会等が含まれる場合、懇親会等にかかる費用は対象外とします。

※収支予算書並びに収支決算書の項目部分は、なるべく上記費目を参考に記載してください。

※やむを得ない理由で登録申請時には計上していない支出の科目を新たに計上する必要がある場合は、事業実施前に協議が必要となります。

※その他社会通念上税金による補助が不適切な経費は対象外となります。

## 5. 支援金の額

支援金の額は、支援対象事業に係る対象経費の額の2分の1で、かつ、50万円を上限とし、市の予算（平成23年度）の範囲内で、市民の選択の結果を尊重して、団体へ補助金として交付します。

### 【注意】

- ・同一の事業について他の団体（国・県・民間）から助成金を受けている場合でも支援対象とします。ただし、当支援金と他の団体からの助成金及び事業実施によって生じる収入の合計額が、事業費総額を上回った場合は、その分を支援金額から控除します

## 6. 申請方法

### 【受付期間】

平成23年5月中旬～下旬

### 【提出書類】

- (1) 生駒市市民活動団体支援制度登録申請書（様式第1号）－公表資料
- (2) 団体概要調書（様式第2号）－公表資料
- (3) 規約、会則、定款等その他これらに類するものの写し－公表資料
- (4) 団体構成員名簿の写し
- (5) 事業計画書（様式第3号）－公表資料
- (6) 収支予算書（様式第4号）－公表資料
- (7) 書類送付先等届出書
- (8) 団体紹介冊子原稿（サイズA6）－公表資料（公表は、審査に通過した団体に限りです）

### 【申請用紙の配布】

申請用紙は、以下のいずれかの方法により入手できます。

- ・市民活動推進課及び市民活動推進センターららポートにて配布
- ・本制度ホームページからダウンロードする。

### 【提出方法と提出先】

受付期間内に、いずれかの方法で提出してください

#### <持参する場合>

- ・市民活動推進課（生駒市役所4階）  
月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
- ・市民活動推進センターららポート  
月曜日から土曜日 午前9時から午後5時



<郵送する場合>

封筒に「市民活動団体支援制度登録申請書在中」と明記のうえ、下記までお送りください（当日消印有効）。

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号  
生駒市市民活動推進課

**ポイント**

**支援金の交付を受けようとする市民活動団体は、まず、制度への登録をしていただくことになります。**

## 7. 支援対象登録団体の決定（6月中旬）

市民活動団体支援制度登録の申請を受け、学識経験者等で構成される「生駒市市民活動団体支援制度審査会（以下「審査会）」で調査・審議したうえで決定し、各団体に支援対象団体登録可否決定通知書により通知します。また、支援対象団体と決定した場合は、次の事項及び申請書類等を公表します。

### 【審査会では】

- (1) 対象となる団体であるか
- (2) 対象となる事業であるか
- (3) 対象となる経費であるか
- (4) 事業に社会貢献性・公益性が認められ、実施することにより成果や効果が得られるか

### 【公表について】

支援対象団体と決定した場合は、次の事項及び申請書類等を市ホームページ等で公表します。

- (1) 各支援対象登録団体の名称
- (2) 各支援対象事業の名称及び内容
- (3) 各支援対象事業に係る支援対象経費の額及び支援金希望額
- (4) 生駒市市民活動団体支援制度登録申請書（様式第1号）
- (5) 団体概要調書（様式第2号）
- (6) 事業計画書（様式第3号）
- (7) 収支予算書（様式第4号）

### 【団体紹介冊子の作成】

あらかじめお渡しする「団体紹介冊子原稿（サイズA6）」を記入の上、提出願います。

（公表は、審査に通過した団体に限ります）

市民が支援対象団体の選択届出を行う際に参照していただくための、支援対象団体紹介冊子の原稿となります。

## 8. 公開プレゼンテーションの開催

団体の活動紹介や今回支援を受けたい事業の内容説明などを、団体自ら直接市民の前でPRできる機会として、次の日程で公開プレゼンテーションを開催します。当日は撮影を行ない、本制度ホームページ上で動画として公開する予定です。

【日時】 平成23年7月中旬予定

【場所】 生駒市コミュニティセンター 文化ホール

※ 公開プレゼンテーションは、当制度を市民に広く周知するため、制度を継続的に維持・発展させるために不可欠な事業であると考えております。趣旨をご理解いただき、全ての支援対象団体は必ず参加してください。

## 9. 制度PRへの協力

事業実施に際して作成するポスターやパンフレットには、「生駒市民が選択する市民活動団体支援制度実施事業」と記載してください。

また、事業実施時にはできるかぎり本制度のPRをお願いします。

## 10. 支援対象団体の選択等に係る届出（市民の選択方法）（7月初旬～8月中旬）

18歳以上の市民（※1）は、一定金額（※2）の権利を持って、支援したい団体を3団体以内で選択し（※3）届け出ることができます。ただし、特定の団体を選択することを希望しない方は、生駒市市民活動支援基金への積み立てを指定することもできます。

（※1） 選択の届出を行う日の属する年度の6月1日現在、生駒市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている住所が生駒市にある18歳以上の者

（※2） 選択の届出を行う日の属する年度の6月1日現在における当該年度分の個人市民税の総額の1%相当額を、同日現在の18歳以上の市民の数で除して得た額で、「市民1人当たりの支援金の額」といいます。

平成23年度の市民1人当たり支援金の額（一定金額）

平成23年度の個人市民税の総額が6月1日に確定しますので、6月中旬に、市民1人当たりの支援金の額を市ホームページで公表します。

参考として、個人市民税の総額を約80億円としますと、その総額の1%相当額から算出すると、1人当たりの支援金の額は800円となります。

<市民1人当たりの支援金の額とは>

個人市民税の総額の1%相当額

↓

約80,000,000円 ÷ 約100,000人 = 800円 ← 「市民1人当たりの支援金の額」

↓

6月1日現在の18歳以上の市民の人口

- (※3) 1団体を選択した場合：市民1人当たりの支援額の全額（800円）  
2団体を選択した場合：市民1人当たりの支援額の2分の1（400円）が  
それぞれの団体への支援金の額となります  
3団体を選択した場合：市民1人当たりの支援額の3分の1（266円）が  
それぞれの団体への支援金の額となります。

**団体のみなさんへ・・・行ってはいけないこと。**

本制度は、市民活動団体への財政的支援とともに、市民の市民活動に対する理解及び関心を高めることを目的としております。そのために、市としても市民に対して本制度への参加（選択の届出）のPRを積極的に行っていきませんが、市民活動団体が市民に対して本制度を通じて自身の活動をPRすることも大切なことであると考えております。

ただし、市民に迷惑をかけたり、制度の信頼を損なうような不正又は不当な行為が認められる場合は、支援金の交付決定が取り消されることとなりますのでご注意ください。

また、下記に掲げる限度を超えた行為や迷惑な行為は、謹んでいただきますようお願いいたします。

- (1) 市民の自宅又は職場に執拗に電話をかけたり、訪問したりすること。
- (2) 駐車している自転車等のかごにビラやチラシ等を入れること。
- (3) 市民の迷惑となるような大音量を発して広報活動を行うこと。
- (4) 市民に支援を強要すること。
- (5) 他の市民活動団体を誹謗中傷すること。
- (6) その他市民の自由な選択を妨げると認められる行為又は市民に迷惑を及ぼす方法による広報活動を行うこと。

## 1 1. 支援対象事業への支援金の額

実際に交付される各団体が行う事業への支援金の額は、各団体が申請した額と同額となるとは限りません。各団体への支援額は、市民がそれぞれ支援したい団体を選択した届出結果に応じて決定（※）します。ただし、その額が申請額を超えるときは、申請額が上限となります。

（※）例えば、ある団体の事業を 500 人（1 団体選択 250 人、2 団体選択 150 人、3 団体選択 100 人）が選択したとすると、

「 $800 \text{円} \times 250 \text{人} + 400 \text{円} \times 150 \text{人} + 266 \text{円} \times 100 \text{人} = 286,600 \text{円}$ 」がその団体に交付されます。

ただし、このような場合であっても、例えば団体が 200,000 円の支援金の交付を希望していたとすると、団体への支援金交付は 200,000 円となります。

### 【注意】

※すべての団体からの支援金希望額の合計額が支援金額の総予算額を上回る場合は、全支援対象登録団体一律に予算内に減額調整させていただく場合があります。

## 1 2. 届出結果の公表について

市民による選択等の届出の受付を終了したときは、その結果を集計し、市ホームページ等で公表します。

- (1) 各支援対象登録団体の名称
- (2) 各支援対象事業の名称及び内容
- (3) 各支援対象登録団体を選択した 18 歳以上の市民の人数
- (4) 各支援対象登録団体に係る団体ごとの個人支援額を積算した額
- (5) 各支援対象登録団体に係る支援金の交付希望額及び支援金の交付予定額
- (6) 基金への積立てを指定した 18 歳以上の市民の数
- (7) 基金への積立てを指定した 18 歳以上の市民の市民 1 人当たりの支援額の合計額

### 1 3. 交付申請内容の変更等について

平成23年9月初旬頃の市民の届出結果の公表後、市民の支援が希望支援額より集まらなかった等の理由により、次の日程で希望額の減額又は登録申請の取下げをすることができます。

支援対象団体の方は、必ず市民の届出結果について、市民活動推進課か市民活動推進センターららポートか本制度ホームページにて確認してください。なお、希望額の増額はできません。

【日程】 平成23年9月初旬～中旬

【提出書類】

#### 《支援希望額の減額変更》

- (1) 生駒市市民活動支援金登録申請内容変更承認申請書（様式第7号）
- (2) 変更後の内容を記載した、事業計画書（様式第3号）
- (3) 変更後の内容を記載した、収支予算書（様式第4号）

#### 《登録申請の取下げ》

- (1) 生駒市市民活動支援金登録申請取下届（様式第9号）

### 1 4. 支援金の交付決定（9月下旬）

届出結果の公表が行われた日の翌日から起算して14日を経過したとき（変更の申請があったときは、生駒市市民活動支援金登録申請内容変更承認可否決定通知書による通知を行ったとき）は、支援金の交付決定を行い、各団体に対し生駒市市民活動支援金交付決定通知書により通知するとともに、市ホームページ等で次に掲げる事項を公表します。

- (1) 支援決定団体の名称
- (2) 支援金の交付希望額及び交付決定額

### 1 5. 実績報告について

事業終了後速やかに実績報告書等を市に提出してください。

団体から提出された書類は、審査会で審査をします。

【提出書類】

- (1) 生駒市市民活動支援事業実績報告書（様式第11号）－公表資料
- (2) 事業報告書－公表資料
- (3) 収支決算書（様式第12号）－公表資料

【注意】

収支決算書を記入するときは、申請時に提出いただいた収支予算書に記入した経費の項目と必ず照らし合わせながら、記入をお願いします。

## 16. 支援金の確定

審査会での審査の結果、市が支援金を確定し、団体へ、生駒市市民活動支援金額確定通知書でお知らせします。また、実績報告書及びその添付書類を公表します。

- (1) 支援決定団体の名称
- (2) 支援決定団体に係る支援金の交付決定額及び交付確定額

支援金額確定通知を受け取った団体は、速やかに請求書を市長に提出してください。支援金の支払いはその後となります。なお、交付決定額の2分の1までについては、請求書により事業開始前又は事業実施中に前金払いも可能です。

## 17. 交付決定の取消し、支援金の返還

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。その場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることになります。

- (1) 支援決定団体が偽り又は不正の手段により、支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 支援決定団体が支援金を支援決定事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 支援決定団体が支援決定事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 支援決定団体が支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 支援決定団体が条例第2条第2号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (6) 支援対象事業が条例第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援決定団体が条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- (8) 天災その他支援金の交付決定後に生じた、又は判明した事情により支援金を交付することが適当でないと認めるとき。

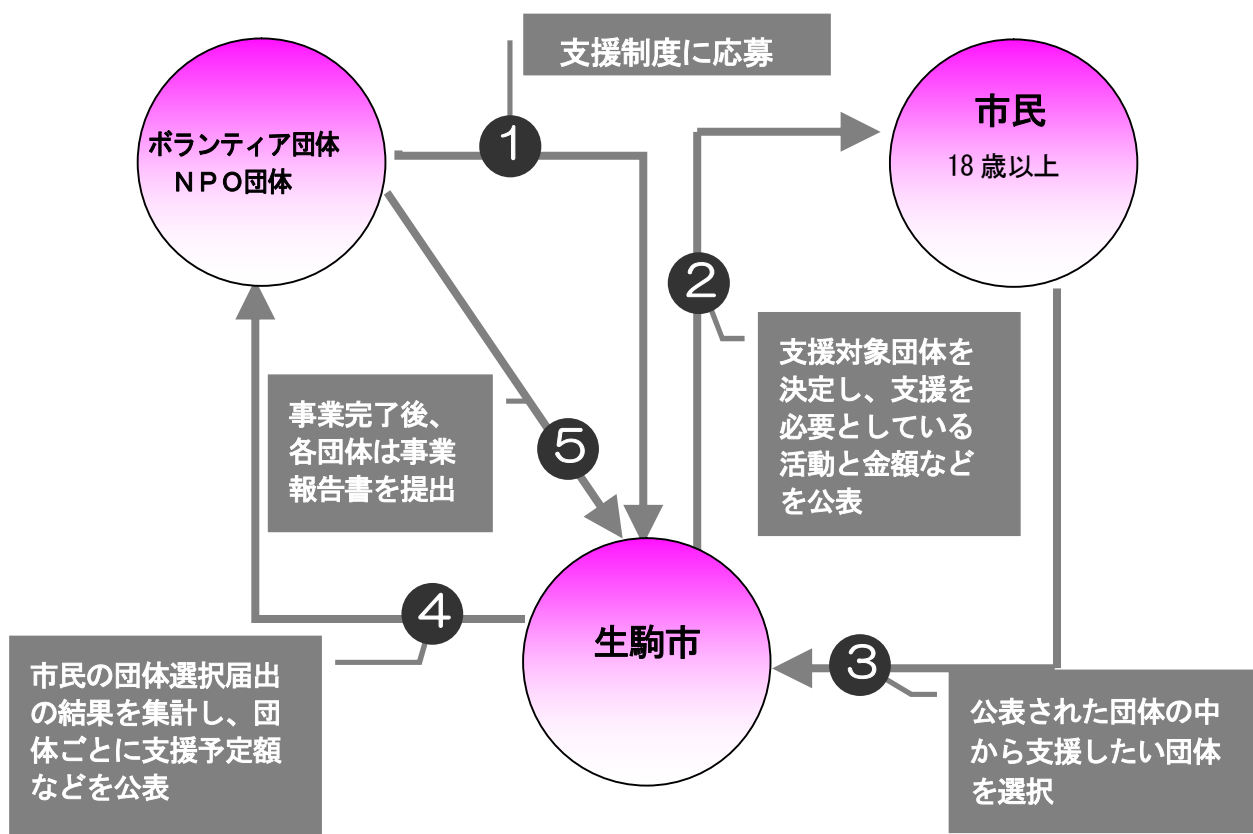
## 18. 生駒市市民活動支援基金

市内で社会貢献活動を行う市民活動団体の活性化及びその活動の促進を図るために設置し、主に次に掲げる額を積み立てます。

- (1) 基金への積立てを指定した18歳以上の市民の1人当たりの支援額の合計額

## 19. 制度の流れ

- (1) 支援金の交付を希望する団体は、登録申請書を市に提出します。
- (2) 団体要件や事業要件、経費の内容等を審査会で審査し、その結果を通知します。
- (3) 審査の結果、要件を満たしていると判断された団体の事業を広報や本制度ホームページ等で公表します。また、公開プレゼンテーションも実施します。
- (4) 18歳以上の市民は、自分が支援したい団体を3団体以内で選択するか、基金への積立を指定し、市に届け出ます。
- (5) 市民の届出の結果（支援対象団体を選択した市民の人数、団体に対する支援金交付予定額等）を一旦公表し、その結果により変更申請等を受け付けます。その後、変更申請等の結果を反映させ、団体に対して支援金の交付決定を行うとともに、支援金の決定内容を公表します。
- (6) 事業を実施し、完了後は事業実績報告書を市に提出します。
- (7) 報告書の審査後、支援金を交付します。



平成23年度分支援金交付までの今後のスケジュール（案）



支援対象事業の実施 平成23年4月1日～平成24年3月31日

